

検討課題

—人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方(1)—

第1 合意管轄・応訴管轄

合意管轄及び応訴管轄（注）に関する一般的な規律は設けないものとする。

（注） 合意管轄とは、当事者の合意により、法定管轄のない国（の裁判所）に管轄を創設することを認める規律（又は合意された国以外の国の法定管轄を排除することを認める規律）を、応訴管轄とは、被告が国際裁判管轄の欠缺を主張することなく本案について応訴した場合に、専属管轄の場合を除き、当該国の管轄権を認める規律を指し、いずれも、財産権上の訴えに係る民事訴訟法の規律と同様のものを想定している。

（補足説明）

- 1 人事訴訟事件については、その公益性から、国内裁判管轄において、専属管轄とされ（人事訴訟法第4条）、合意管轄及び応訴管轄は認められていない。同様に、家事事件についても、その公益性、後見性等を考慮し、国内裁判管轄において、原則として専属管轄とされており、基本的には、合意管轄及び応訴管轄が認められていない。このような考慮は、国際裁判管轄にも当てはまるものと考えられ、国際裁判管轄においても、合意管轄及び応訴管轄を一般的に認めることはすべきでないとの点にほぼ異論はないものと思われる。また、応訴管轄については、国内裁判管轄においても認められていないことに加え、応訴管轄を肯定すると、応訴管轄成立の可能性があるために、常に訴状又は申立書を海外にいる被告又は相手方に送達する必要があると考えられ、これは訴訟経済又は手続経済の観点から望ましいことではないとの指摘もされている。

諸外国においても、合意管轄及び応訴管轄はそれほど認められていないとも指摘されており、これを認めることは、過剰管轄につながるおそれもある。

本文の提案は、このような考え方にに基づき、合意管轄及び応訴管轄に関する規律を設けず、これらを一般的には管轄原因として認めないとするものである。

- 2 もっとも、個々の単位事件類型又は単位事件類型の中の特定の種類の事件について、合意管轄又は応訴管轄を認めるべきとの見解がある。部会においても、具体的には、次のような事件類型について、合意管轄若しくは応訴管轄又はこれらに準じるような管轄原因を認めるべきであるとの意見等があった。

- ① 離婚の訴え
- ② 財産分与事件
- ③ 離縁の訴え
- ④ 遺産の分割に関する審判事件
- ⑤ 人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停事件

(1) ①及び③について

①及び③については、日本法においては当事者の合意による離婚又は離縁が可能であること（民法第763条、第811条第1項。訴訟上の和解等に関し、人事訴訟法第37条第1項、第44条）に照らし、管轄においても当事者の合意又は応訴による管轄を認めて良く、自庁処理（人事訴訟法第6条）が認められる国内裁判管轄と異なり、国際裁判管轄においては合意管轄又は応訴管轄を認める必要があるとの賛成意見と、国内裁判管轄においてすら合意管轄及び応訴管轄を認めていないのであるから、国際裁判管轄において合意管轄及び応訴管轄を認めるべきでない、人事訴訟法において、人事に関する訴えは、離婚の訴え及び離縁の訴えを含め、専属管轄とされているのみならず、弁論主義も排除又は制限されており（人事訴訟法第19条第1項、第20条）、人事訴訟の確定判決は、対世効を有するとされていること（人事訴訟法第24条）などからして、公益性が高いものという評価が妥当することから、合意管轄や応訴管轄は認めるべきでないとの消極意見とがあった。また、合意管轄又は応訴管轄を認める際の問題点（例えば、いつ、どのような方式によるものとするか等）の存在にもかかわらず、なお合意管轄や応訴管轄を認める必要があるのか（相手から訴訟を提起又は審判の申立てをしてもらうことでは足りないのか）との疑問も出された。

なお、部会においては、合意管轄又は応訴管轄を認めるとした場合、その合意の時期を制限する必要があるのではないかと指摘もあり、合意は当該訴え提起若しくは申立て後又は訴え提起若しくは申立て前でそれに接着した時期に必要であるとの意見があった。

(2) ②及び④について

部会においては、④については、その性格が財産関係事件に近いことを理由として、合意管轄を認めることを支持する意見があった。②についても、その実質は財産関係事件に近いとの指摘があったところであり、当該指摘を敷衍すれば同様に考え得るものの、一方で財産関係事件としての性格を強調することについては反対意見もあったと思われる。なお、これらの事件類型については、国内裁判管轄においても合意管轄が認められている（家事事件手続法第66条）。

もっとも、合意管轄を認めることについては、上記1のとおり、国際裁判管轄が肯定されると、その国の国際私法を通じて準拠法が決められることになる

から、合意管轄を肯定すると当事者に予期しない影響を及ぼす可能性があること、これらの事件類型についても、家事事件手続法において弁論主義が排除又は制限されていること（家事事件手続法第56条、第258条第1項）からすれば、公益性があるものというべきことから、消極的に考える立場はあり得るものであるし、また、過剰管轄にならないように配慮する必要があることなど指摘もあり得るところである。

応訴管轄については、合意管轄とは異なり、そもそも国内裁判管轄においても認められておらず、また、上記合意管轄における問題点と同様の問題点が指摘され得るところである。

(3) ⑤について

家事調停事件における合意管轄及び応訴管轄の肯否については、家事調停事件の管轄原因を検討するときに扱う。

(4) その他

研究会においては、このほか、⑥夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件のうち、婚姻費用の分担に関する処分の審判事件、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件、⑦相続に係る審判事件のうち、祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件、遺産の分割の禁止の審判事件、寄与分を定める処分の審判事件についても、合意管轄又は応訴管轄を認めるべきであるとの意見があった。これらの事件は、いずれも家事事件手続法別表第二に定める事件であり、国内裁判管轄においても合意管轄が認められる事件類型である（家事事件手続法第66条）。

もっとも、国内裁判管轄において合意管轄が認められる事件類型であっても、例えば子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。部会資料3-2第1参照）のように、子の利益を保護する観点から、国際裁判管轄においては合意管轄を認めないとするのが意見の大半であった事件類型も存在するところであり、国内裁判管轄において合意管轄が認められる事件類型だからといって国際裁判管轄を認めるべきことになるのかは議論があり得るものと考えられるほか、上記(2)で述べたような問題点が指摘され得るものと思われる。

応訴管轄については、そもそも国内裁判管轄においても認められていないという問題及び上記(2)で述べたような問題点が指摘され得るところである。

3 合意管轄を認めるものとした場合について

(1) 付加的要件の要否

合意管轄を認めるものとした場合、合意のみで我が国の管轄権を認めるものとするれば、我が国との関連性の十分でない事件についてまで我が国の裁判所が審理裁判をすべきものとなり得るが、それは望ましいことではないとして、例

えば、原告住所地が我が国にあることなど、付加的要件を設けるべきであるとする見解が有力であり、部会においてもそのような指摘がされたところである。

(2) 専属的合意について

合意管轄を認めるものとする場合、専属的合意管轄（本来管轄権を有する国の裁判所の管轄権を排除する旨の合意）を認めて良いか否かも問題となるとの意見があった。

(3) 当事者の一方又は双方が複数となるべき事件類型における合意の当事者

本来当事者が複数になるべき場合には、どの範囲の者の間に我が国で審理裁判を行うことについての合意があればよいか問題となり得るところ、合意は、本来当事者とすべき者すべての間ではなく、当該人事訴訟又は家事事件において現に当事者となっている者すべての間に存在すれば足りると考えられる（我が国の管轄権が肯定される。）。なお、管轄が認められた後の問題として、本来当事者とすべき者すべてが当事者となっていない場合には、管轄権の欠缺以外の理由により訴え又は申立てが却下されることになると考えられる。

(4) 合意の時期や方式について

上記 2 (1) で述べたとおり、合意管轄を認めるとした場合、その合意の時期を制限する必要があるのではないかの指摘がされたところであり、合意は当該訴え提起若しくは申立て後又は訴え提起若しくは申立て前でそれに接着した時期に必要であるとの意見があったところである。

また、合意の方式に関しては、少なくとも、一定の法律関係に基づく訴え又は申立てについて書面である必要があると考えられるが（家事事件手続法第 66 条第 2 項、民事訴訟法第 11 条第 2 項参照）、更に何らかの方式を加重する必要があるかも問題となり得る。

第 2 併合請求（併合申立て）

- ① 一の訴えで人事訴訟に係る数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限るものとする。
- ② 一の家事審判の申立てで二以上の事項について審判を求める場合（これらの事項についての家事審判の手続が同種である場合に限る。）も、①と同様とするものとする。
- ③ 一の家事調停の申立てで二以上の事項について調停を求める場合（これらの

事項についての家事調停の手続が同種である場合に限る。)も、①と同様とするものとする。

- ④ 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とをする場合において、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- ⑤ 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分又は財産分与事件（注）についての裁判の申立てをする場合には、日本の裁判所が親権者の指定、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分又は財産分与事件に係る家事事件について管轄権を有しないときであっても、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有し、かつ、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと親権者の指定、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分又は財産分与事件との間に密接な関連があるときは、日本の裁判所は、親権者の指定、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分又は財産分与事件についても管轄権を有するものとする。

（注） 親権者の指定、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分又は財産分与事件とは、親権者の指定又は変更の審判事件（家事事件手続法別表第二の８の項）のうちの親権者の指定についての裁判（親権者の指定又は変更の審判事件のうち、民法第８１９条第５項（同法第７４９条において準用する場合を含む。）に関する審判事件）、子の監護に関する処分の審判事件（同法別表第二の３の項）、財産の分与に関する処分の審判事件（同法別表第二の４の項）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（補足説明）

1 併合請求（客観的併合）について

- (1) 本文①から③までは、それぞれ、人事訴訟事件、家事審判事件、家事調停事件につき、民事訴訟法の国際裁判管轄における併合管轄（民事訴訟法第３条の６）と同様の規律を提案するものであり、客観的併合における併合管轄は、複数の請求の間に密接な関連性があるときに限りこれを認めるとするものである。
なお、本文④及び⑤（下記(2)から(4)まで）に該当する場合については、仮に、それぞれにつき併合管轄に係る規律を設けないこととしたときに、なお、この(1)によって管轄権が認められることがあり得るのかも、検討する必要がある。
- (2) 離婚と共にされる場合の親権者の指定についての裁判（親権者の指定又は変更の審判事件のうち、民法第８１９条第５項（同法第７４９条において準用する場合を含む。）に関する審判事件。以下(2)において同じ。）

ア 本文⑤は、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定、この子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分又は財産分与事件が申し立てられる場合、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと親権者の指定についての裁判等との間に密接な関連性があることを要件として、本来であれば管轄権を有しない親権者の指定、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分又は財産分与事件についても我が国の管轄権を肯定することを提案している。

本文⑤は、親権者の指定についての裁判（人事訴訟法第32条第3項参照）と、附帯処分（人事訴訟法第32条第1項に定める「附帯処分」）に係る事件とを区別せずに併合管轄を提案しているが、その適否については、両者を区別して議論する必要があると考えられる。

我が国の法制上、離婚をする夫婦に未成年の子がいる場合、離婚の判決をする裁判所は、父母の一方を親権者と定めるとされているため（民法第819条第2項。民法第749条で婚姻の取消しの場合にも準用される。）、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えを認容するときは、裁判所は、職権でも、父母の一方を親権者と定める必要がある（人事訴訟法第32条第3項）。この点において、親権者の指定についての裁判は、附帯処分に係る事件とは異なった性格を有している。そのため、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せてされる親権者の指定についての裁判に関しては、仮に附帯処分に係る事件一般については併合管轄を否定するとした場合にも、このような日本の民法を前提とした離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと子の親権者の指定との言わば不可分の関係を考慮して、なお併合管轄を認める必要性がないかを検討する必要がある。

イ 部会においては、①離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと親権者の指定についての裁判との間で併合管轄は認めるべきではないとの意見、②離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えについて管轄権が認められる場合には、親権者の指定についての裁判についても管轄権を認めるべきである（併合管轄を肯定すべきである）との意見、③「準拠法」上離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと親権者の指定についての裁判を同時にすべきものとされている場合には、併合管轄を認めるべきであるとの意見が出された。

①の見解に対しては、民法のように、準拠法が離婚又は婚姻の取消しと親権者の指定とが言わば不可分であるとする法制を採用している場合、本来離婚の訴えの管轄権があるはずの国で離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えを提起しても、同時にすべき親権者の指定についての裁判の管轄権がないため離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えが棄却される（又は却下される）ことが考えられ、他方、親権者の指定についての裁判の管轄権を有する国では離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えの管轄権がないときは、結局どの国の裁判所でも離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えが認容され得る余地がなくなる可能性

があるとの批判があり得る。

②の見解に対しては、諸外国の実体法（準拠法）上、離婚又は婚姻の取消しと子の親権者の指定とを同時にすべきものとされているとは限らない（例えば、共同親権制度を採用している国も存在する。）との批判があり得る。もっとも、我が国の国際人事訴訟法においては、民法の規定を背景に、（いわば「準拠法以前」の問題として）離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと親権者の指定についての裁判とは一体として扱われるべきとの考え方が成り立つとすれば、我が国の国際裁判管轄法制を検討する限りにおいては、そのような考え方を前提に規定を置くことが自然であるとの考え方もあり得る。また、そのような考え方を採らないとしても、離婚又は婚姻の取消しと子の親権者の指定とを同時にすべきものと定めている実体法が準拠法となる可能性がある以上、そのような場合に対応できるような管轄規定を設けておく必要があるとの指摘もあり得るところである。

③の見解に対しては、我が国の管轄権の有無が定まる以前に、裁判所が我が国の国際私法を適用して指定される準拠法の内容を考慮することが許されるのかという批判が考えられる。

ウ 本文⑤の提案は、二つの請求（又は申立て）の間に密接関連性がある場合に併合管轄を認めるとの提案であるが、上記イ②の見解又は③の見解を採用する場合、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと親権者の指定についての裁判とが併合されていればそれだけで常に密接関連性が認められるとするのか（言い換えれば、子の親権者の指定又は変更の審判事件との併合の場合には密接関連性は別途検討する必要性はないものとするのか）を検討する必要がある。

(3) 附帯処分

ア 財産分与事件

(ア) 民法第768条が規定する財産分与の法的性質については、①夫婦の財産の清算（清算的要素）のほか、②離婚後の扶養（扶養的要素）、③有責配偶者の他方配偶者に対する損害賠償（慰謝料的要素）が含まれ得るとされている。部会においては、これらの①から③までの要素ごとに管轄原因として考慮すべき事項が異なるのではないかと指摘がされた。

しかし、少なくとも、我が国の民法上の財産分与については、①から③までの要素のそれぞれに明瞭に分解することはできないとするのが一般的であると考えられる（例えば、財産分与の中核的要素は①の清算的財産分与であり、また、②の扶養的財産分与は、①及び③による給付を受領してもなお離婚後の生活に困窮するような場合に補充的に認められるものとされている。）。具体的な事案において、我が国の民法が準拠法となる場合が

あることを想定すれば、これを①から③までの要素ごとに分解して管轄原因を分けて規律を設けることは困難であるとも考えられる。

- (イ) 財産分与事件の管轄原因については、財産分与は専ら離婚の効果であると評価することができるとして、離婚の訴えを含む離婚に関する訴えの国際裁判管轄の管轄原因とすべきとの見解があり、他方、部会では、財産権上の訴えに準じるものとして管轄原因を規定すべきであるとの意見もあった。なお、前者の見解については、さらに、既に行われた財産分与に漏れがあった場合に備えて補充的に財産所在地をも管轄原因とすることが考えられるとの意見もあったが、財産分与は、我が国においては個別財産の分割ではなく包括財産の「分割」であるとして、否定的な見解が有力であった。

前者の見解によるのであれば、離婚の訴えの管轄と財産分与事件の管轄とは一致するため、財産分与事件について併合管轄を肯定する意味がないことになる（部会では、そもそも単位事件類型を同一のものとするとも考えられるとの指摘もあった。）。財産分与事件について、離婚に関する訴えの管轄原因に加えて財産所在地も管轄原因として認める見解によっても、財産分与事件の管轄が離婚の訴えの管轄よりも広がるため、同様に、併合管轄を肯定する意味はない。

他方、後者の見解によれば、離婚の訴えの管轄権が認められる場合で財産分与事件の管轄権が認められない場合が生じるため、併合管轄を検討する必要がある。財産分与には、民法については上記(ア)の①から③までの要素があるものの、その中核となるのは①であると解するのが一般的な見解であると考えられ、①は婚姻関係の清算であるといえることから、離婚の訴えと密接な関係にあり、併合管轄を認めるべきであるように思われる。

なお、部会では、海外の法制においては、離婚時の給付の主要素が離婚後扶養であるとの指摘もあったところであるが、このような法制の法律が準拠法となる（正確には、当事者が準拠法として主張している）場合には、これは財産分与事件ではなく、「夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件」に該当するとされることも考えられる。

イ 子の監護に関する処分の審判事件

子の監護に関する処分の審判事件（したがって、親権者の指定を含まない。）については、①子の監護に関する処分の審判事件について、子の利益を重視して、子の住所地国に管轄権を認めるべきであるから、主に夫婦（親）間の利益等に着眼して決定される離婚の訴えについての管轄権が認められれば子の監護に関する処分についてまで管轄権を認めるということはすべきでなく、併合管轄を認めるべきではないとの反対意見と、②人事訴訟法上、これらの事件についても、離婚の訴えとの同時一体的解決が許容されているから、併

合管轄を認めるべきであるとの賛成意見があったところである。

なお、子の監護に関する処分の審判事件の場合も、付加的要件として、密接関連性を要求している。これについては、例えば、子に対する虐待等が要因となって夫婦関係の破綻につながったというような離婚の訴えにおいては、親権者の指定や面会交流について密接関連性があると認められるが、不貞行為を請求原因とする離婚の訴えにおいては、親権者の指定や面会交流との密接関連性が肯定されることは基本的にないと考えられるとの指摘がされているところである。

ウ 年金分割事件（厚生年金保険法第78条の2第2項についての請求すべき按分割合に関する処分の審判事件）

年金分割事件について、離婚の訴えの管轄権が認められるときに併せて管轄権を認めるか否かは、年金分割事件の管轄権を専属と考えるか否かにかかると。専属管轄とする場合、併合管轄によって管轄権を取得することを認めるべきではなく、併合管轄とすべきではないことになる。

(4) 関連損害賠償請求（本文④）

関連損害賠償請求（人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求）については、密接関連性があることは明らかであるから、別途密接関連性を要件とするまでもなく、人事訴訟に係る請求について管轄権を有する国に管轄権を認めるとの規律を提案するものである。国内裁判管轄（人事訴訟法第17条第1項）と同様の規律である。

もっとも、部会においては、関連損害賠償請求については、不法行為事件として民事訴訟法による国際裁判管轄ルールによるのではないかと指摘もされたところである。

2 併合請求（主観的併合）について

本文①ただし書は、併合請求のうち、主観的併合に関するものであり、財産権上の訴えの国際裁判管轄に関する民事訴訟法第3条の6ただし書と同様の規律を提案するものである。国内裁判管轄においても、同様の規律となっている（人事訴訟法第5条ただし書。なお、民事訴訟法の国内裁判管轄（同法第7条ただし書）も同様の規律である。）。

主観的併合に係る併合管轄を認めるべきか否かについては、併合管轄によらなければ本来我が国の管轄権に服しないはずの一方の被告の応訴の負担を考慮して、これを慎重に検討すべきとの意見があるものの、仮に主観的併合に係る併合管轄を認めないこととした場合、例えば、一人の原告が二人の被告を訴えた場合、各被告に対する請求ごとにみると管轄権を有する裁判所が異なっており、かつ、管轄権を有するいずれの国でも併合管轄に係る規律を設けていないときは、当該訴訟が固有必要的共同訴訟等とされるべき訴訟であったとすると、いずれの裁判所

においても本来当事者とすべき者を被告とすることができず、訴え又は申立てが却下されてしまうことが考えられる。そうすると、少なくとも一定の場合には併合管轄が認められるようにしておく必要があるとも考えられる。

なお、本文①ただし書の規律を設けるとした場合には、各論における被告等が複数ある場合を想定した規律（例えば、部会資料第2の第1の本文【甲案】①の「被告（数人あるときは、そのうちの一人）」との規律）については、本文①から③までの「一つの訴えで人事訴訟に係る数個の請求をする場合」が、当初から複数の被告を相手に訴訟を提起する場合（原始的複数）のみではなく、事後的に被告を追加する場合（主観的追加的併合）も含まれると解されるため、本文①ただし書の規律があれば足りるものと考えられる。

第3 反訴

日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。

（補足説明）

反訴に関して、財産権上の訴えの国際裁判管轄に係る民事訴訟法第146条第3項と同様の規律を設けることを提案するものである。

以上